明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**総務**一〇〇）　一

○商標法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**五八）　二

〔規　則〕

○独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律附則第三条第三項に規定する原子力規制委員会職員の募集に関し独立行政法人原子力安全基盤機構が作成する書類の記載事項を定める規則（**原子力規制委**一五）　二

〔告　示〕

○平成二十六年新年祝賀の儀を行われる件（**宮内庁**一二）　二

○除籍が滅失した件（**法務**四四四）

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**同**四四五）

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の業務廃止の届出があった件（**農林水産**二九一四）

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二九一五～二九一九）

○特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（**特許庁**一五）　三

○国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（**同**一六）　四

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一一六三、一一六四）　四

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一一六五、一一六六）　四

○海上における射撃訓練等を実施する件（**防衛**二一九）　五

○海上における射撃訓練等を実施する件（**同**二二〇～二二三）　六

○都市計画に関する件（**北陸地方整備局**一〇八）　七

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**近畿地方整備局**二四四）　七

〔国会事項〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　七

最低賃金の改正決定に関する公示（岡山労働局最低賃金公示六～九、宮崎同二）　八

国家試験

平成二十六年測量士試験及び測量士補試験の施行（国土交通省）　八

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（四国経済産業局）　八

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

有権者申出方、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、建築士懲戒処分効力停止関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

会社その他

〔人事異動〕

文部科学省

官庁事項

中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔褒　賞〕　一〇

〔官庁報告〕

中部地方整備局公示（中部地方整備局）　三〇

省　令

○総務省令第百号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第二項第三号及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第十六条第二項第二号の規定に基づき、郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二日

総務大臣　新藤　義孝

郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（郵便法施行規則の一部改正）

第一条　郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「八十円」を「八十二円」に改める。

（民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「八十円」を「八十二円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日（平成二十六年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　日本郵便株式会社は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の郵便法施行規則第二十三条の規定の例により、郵便法第六十七条第一項に規定する郵便に関する料金（実施期日が施行日以後であるものに限る。）を定め、同項の規定による届出をすることができる。

第三条　一般信書便事業者は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則第二十三条の規定の例により、民間事業者による信書の送達に関する法律第十六条第一項に規定する一般信書便役務に関する料金（実施予定日が施行日以後であるものに限る。）を定め、同項の規定による届出をすることができる。